

一九〇七年のナシヨナル・トラスト法（エドワード七世七年度第一三六章、地方自治体および法人用）によつて設立された史的的重要性、または自然美を有する地のためのナシヨナル・トラストと呼ばれる慈善団体の運用と管理をする慈善委員会の計画を承認する法律。

（一九一九年八月十五日）

慈善委員会は国王に対する一九一八年の事業報告の中で、一九〇七年のナシヨナル・トラスト法（エドワード七世七年度第一三六章、地方自治体および法人用）によつて設立された史的的重要性、または自然美を有する地のためのナシヨナル・トラストと呼ばれる慈善団体の運用、および管理の計画を認可したと報告している。

故に国王にはこの法律を今国会において、上院、および下院の助言と同意、またその承認を得て以下のように立法化されますよう。

第一条 この計画は、高等裁判所および慈善委員会が行使できる、基本財産をもつ慈善団体に対する管轄権に抵触することがなければ、承認される。

第二条 この法律は一九一九年のナシヨナル・トラスト慈善計画承認法と呼ばれる。

付則（略）

史的的重要性、または自然美を有する地のためのナシヨナル・トラストの権限を増強すること、および他の目的のための法律

（一九三七年七月一日）

一九〇七年のナシヨナル・トラスト法（この法律では「一九〇七年の法律」という）により史的的重要性、または自然美を有する地のためのナシヨナル・トラスト（この法律では「ナシヨナル・トラスト」という）が設立された。

そしてナシヨナル・トラストは国民のために美、または史的的重要性を有する土地と（建物をふくむ）借地の永久保存を促進することを目的として、さらに土地に関しては、（実施可能な限り）その自然形勢の特色と動植物の生活を保存することを目的として設立された。

そして一九一九年のナシヨナル・トラスト慈善計画承認法（この法律では「一九一九年の法律」という）によつてナシヨナル・トラストの運用又は管理のための慈善委員会による計画が承認された。

そしてナシヨナル・トラストは土地所有者、寄贈者、および基金寄付者その他の全般的な支援により、購入、および寄付その他で土地、建物、およびその保存のための基金をふくむかなりの財産を取得した。

そしてナシヨナル・トラスト保有の土地と建物をレクリエーション、保養および教育を目的とする国民の利用が増加しつづけている。

そして国家的重要性、または建築的、歴史的または芸術的重要性を持つ建物と家具、また自然的重要性、また美を持つ場所の保存を促進させ、さらに上述の建物と土地の付属物を保存増大させ、国民が上述の建物、家具および場所を訪れるのを容易にする目的で、ナシヨナル・トラストの目的と権限が、この法律に規定されるように拡大されることが適当である。

そして上述の目的の促進のためには、

終身所有権、または他の限定所有権を譲渡者に保留することを条件として、ナショナル・トラストに財産を譲渡するための規定を作ることが望ましい。

そしてこの法律にふくまれている他の権限がナショナル・トラストに与えられ、この法律にふくまれている他の規定が立法化されることが適当である。

そしてこの法律の目的は議会の承認を得なければ達成できないものである。

故に国王にはこの法律の立法化が御意にかなない。本国会において上院、および下院の助言と同意さらにその承認を得て、以下のように立法化されますよう。

第一条 (一)この法律は一九三九年のナショナル・トラスト法という。

(二)一九〇七年のナショナル・トラスト法、一九一九年のナショナル・トラスト慈善計画承認法およびこの法律は合せて、一九〇七年から一九三七年のナショナル・トラスト法という。

第二条 この法律では主題、または内容が他に必要としなければ、

「ナショナル・トラスト」は史的重要性、または自然美を有する地のためのナショナル・トラストを意味する。

「一九〇七年の法律」は、一九〇七年

のナショナル・トラスト法を意味する。

「一九一九年の法律」は、一九一九年のナショナル・トラスト慈善計画承認法を意味する。

「計画」は一九一九年の法律の付則に述べられている計画を意味する。

「トラスト財産」は法定財産として随時、ナショナル・トラストに帰属しているすべての財産を意味する。

「譲渡」「譲渡する」および「譲渡者」は、それぞれ一八八八年の死手および慈善的使用法における同じ意味を持つ。「評議会」はナショナル・トラスト評議会を意味する。

第三条 ナショナル・トラストの目的を拡大し、つぎのものの促進をふくめる。

(イ)国家的重要性または建築的、歴史的または芸術的重要性を持つ建物と、自然的重要性または美を持つ土地の保存と同上の建物、および土地の付属物とそれらの環境の保護と増大。

(ロ)国家的、歴史的または芸術的重要性を持ついかなる種類の家具、絵画および調度品の保存。

(ハ)上述の建物、場所および家財の国民の利用。そして上述の目的は、すべて一九〇七年の法律の目的とみなす。

第四条 ナショナル・トラストの権限を拡大し、つぎのものをふくめる。

(イ)土地、建物、不動産および評議会がトラスト財産の保有、またはナショナル・トラストの特別な目的、または一般的目的に当てる基金を、その地代または収益から準備する目的で投資物として保有するのが望ましいとみなす権利、地役権またはそれらの所有権の取得と保有。

(ロ)収益の取得と保有。

第五条 一九〇七年の法律の第五条(ナショナル・トラストは収益を会員で分配しない)にもかかわらず、ナショナル・トラストの(評議員または各種委員でない)会員が、ナショナル・トラストとの協定で得られるもつとも妥当な賃借料で、または(この法律の第四条の(イ)により投資物として取得され、保有されている財産以外の場合には)それ以下が無料で、評議会が相当と認める期間と条件でトラスト財産に住むか、または占有することは合法的である。

第六条 (一)(二)土地の譲渡(略)

第七条 (一)州、自治都市、準自治都市、農村区または教区、またはそれらの合

体の議会は、予定の売買が捺印証書に

よる売却であれば、厚生大臣とその同意が必要なその他の政府関係当局の同意を得て、ナショナル・トラストが取得し保有する権限を持ち、これらの自治体に帰属している土地、または建物をナショナル・トラストに譲渡することができ。そして上述の土地はその後は、ナショナル・トラストがその土地に作用する信託物件、契約または制約に従って保有する。

(二)州、自治都市、準自治都市、農村区または教区の議会は厚生大臣の同意を得て、ナショナル・トラストが地区内、または近接の土地、または建物を全部または一部取得する費用、または地区内、または近接のナショナル・トラストに帰属しているかまたはするはずの土地、または建物の全部、または一部を保存する費用を寄付することができる。ただしロンドン州会の寄付に

関しては、この項の規定に基づき、厚生大臣の同意を必要としない。

第八条 ある者が土地、またはその一部の永久に、または一定期間、立案、開発または利用を制限する条件に、その者がその所有権を失わなければ、従うことにナショナル・トラストと同意する場合、ナショナル・トラストは適

当と考えれば、その者と協定を結ぶが、その趣意でその者から契約証書を受けとることができ、またナショナル・トラストが近接の土地を所有するか、またはその資格を持つかのごとく、さらに近接の土地のために協定を結ぶことがいわれていたごとく、その者の財産所有権を得る者には協定を強制することができ。

第九条 ナショナル・トラストの収支は金額が記載されなくてはならない。

第十条 一九〇七年の法律の第二十七条の規定(収益の運用)にもかかわらず、評議会は随時、ナショナル・トラストの目的のための費用を(寄贈者の課す信託物件に従い)、トラスト財産の特定の一部、または特別基金の元金または収益から支払うことを、決議で決定することができる。

第十一条 (一)一九〇七年の法律の第三十条(内規)の一部変更(略)

(二)一九〇七年の法律の第三十三条(建物に関する内規)は、特定の時間に特定の期間のみ国民に開放される建物とあるにもかかわらずいかなる建物に関する適用される。

第十二条 (略)

第十三条 (略)

第十四条 一九〇七年の法律の第二十七条(収益の運用)は「投資物」が「担保」に代つたものとして読まれ、その効力を持つ。

第十五条 (一)一九〇七年から一九三七年のナショナル・トラスト法はマン島にも適用範囲を拡大する。

(二)この法律は北アイルランドには適用されない。

第十六条 費用の負担(略)

史的的重要性または自然美を有する地 のためのナショナル・トラストへの 土地譲渡に関する規定を拡大するこ と、および他の目的のための法律

(一九三九年七月二十八日)

一九〇七年から一九三七年のナショナル・トラスト法に基づき史的的重要性また

は自然美を有する地のためのナショナル・トラスト(この法律ではナショナル・

トラストという)は、これらの法律のために土地を取得する権限を持つている。

そして一九三七年のナショナル・トラスト法により、終身不動産保有者が五エーカー以内の譲渡地に関して、ナショナル・トラストにする譲渡および貸借は譲渡地の一般利益および譲渡地に関連する慈善目的のためにされるものとみなすと規定されているが、終身不動産保有者に与えられている権限は、その法律の制定時に意図した目的を十分に達成するのには不十分である。

そして特定所有者および売却管理人による、ナショナル・トラストが取得するのに適した家屋と土地のナショナル・トラストへの譲渡に関して、この法律にふくまれている規定の拡大をすることが適當である。

そしてこの法律にふくまれている他の権限がナショナル・トラストに与えられ、この法律にふくまれている他の規定が立法化されることが適當である。

そしてこの法律の目的は、議会の承認を得なくては達成されない。

故に国王にはこの法律の立法化が御意にかなない、本国会で上院および下院の助言と同意、そしてその承認を得て、つきのように立法化されますよう。

第一条 (一)この法律は一九三九年のナショナル・トラスト法という。

(二)一九〇七年から一九三七年のナショナル・トラスト法とこの法律は合わせて、一九〇七年から一九三九年のナショナル・トラスト法という。

第二条 この法律では主題、または内容が他に必要としなければ、

「ナショナル・トラスト」は史的重要性、または自然美を有する地のためのナショナル・トラストを意味する。

「一九〇七年の法律」は一九〇七年のナショナル・トラスト法を意味する。

「計画」は一九一九年のナショナル・トラスト慈善計画承認法の付則に述べられている計画を意味する。

「一九三七年の法律」は一九三七年のナショナル・トラスト法を意味する。

「譲渡」「譲渡地」「終身不動産保有者」「譲渡管理人」「法定所有者」および「売却管理人」は、それぞれ一九二五年の譲渡地法における同じ意味をもつ。「主要荘園領主邸宅」は、一九二五年の譲渡地法第六十五条の意味での譲渡地にある主要荘園領主邸宅を意味する。「評議会」はナショナル・トラスト評議会を意味する。

第三条 (一)譲渡が主要荘園領主邸宅をふ

くむ時は、終身不動産保有者は無料または有料で、単純封土権として、または無条件で、または譲渡にふくまれた

(この法律の第四条によつてできた借地権でない)土地全部、またはそれ以下と引替えに

(イ)譲渡地の主要荘園領主邸宅、遊園地、公園および(あれば)通常それらになつてゐる土地(この法律ではまとめて、荘園領主邸宅という)

(ロ)農業、スポーツまたは造林に利用

されている土地で、その取得を評議会が主要荘園領主邸宅の付属物(この法律では、まとめて「環境地区」という)を保存するのに必要、または望ましいと考えるもの

(ハ)一、譲渡にふくまれた他の土地、または建物の課された年額

二、上述の土地または建物の譲渡権、または不動産権およびそれらの権利、地役権または所有権

三、譲渡による元金または元金の投資(この法律ではこれらをまとめて、または単独に「寄贈」という)、評議会がナショナル・トラストの保有する荘園領主邸宅およびその環境地区の保存に当てることのできる、土地、建物、元金、または十分な基金の投資物の年

額、地代または収益でその保有を望ましいと考えるもの

以上を譲渡することができ、ナショナル・トラストはこれを受けとり、保有することができる。ただし、譲渡に優先する抵当、または譲渡財産の賃貸借には従う。

(二)この条に基づき与えられた権限による処分は、一九二五年の譲渡法によつて承認された処置とみなし、したがつて上述の法律が適用される。

(三)元金またはその投資物の譲渡は、この条により与えられた権限に基づき、終身不動産保有者の命により譲渡管財委員会が実施する。

第四条 この法律の第三条によつて与えられた権限による処分(一九二五年の譲渡地法、または譲渡の条件によつて承認されている処分ではない)は、つぎの条件を満たさなければ無効となる。

(イ)処分が譲渡管財委員会の、あらかじめ文書による同意を得て、またはその処分が実行されることを、(以下にこの条その他で規定される賃貸借形式で)譲渡管財委員会が同意を与える以前に要求し、または裁判所が命ずるような条件により、承認する裁判所の決定に基づきなされる場合。

額。

四、この法律の第三条の(一)項の(イ)により請求されることになつてゐる年額、またはあれば土地および建物の所有より生ずる推計される現在および将来の収入、またはその項により譲渡されることになつてゐるそれらの元金または出資の額(イ)と、裁判所への申請に先立つ過去七年間に譲渡に従う財産より使われた平均年額、またはナショナル・トラストに譲渡されることになつてゐる領主邸宅、および環境地区の維持、保存によるその地代、収益および収入の総計(ロ)の關係。

五、譲渡されるよう提案されてゐる領主邸宅と環境地区のナショナル・トラストが、譲渡できない財産の一部として保存が国民のために望ましいこと。

六、訴訟の場合は裁判所が有効と認めるその他の考慮。

第八条 この法律によりナショナル・トラストに譲渡される領主邸宅または環境地帯はナショナル・トラストによつて譲渡することはできない。しかしそれは(借地契約を除き)計画の第一条項の規定が、上述のものが一九〇七年

の法律の第二十一条(トラストの特定財産は譲渡できない)により譲渡できないごとくに、上述のものに適用されるのである。

第九条 (一)この法律により終身不動産保有者に与えられた権限は、一九二五年の財産法第二十八条(一)項(売却管財人に権限を与える)の目的のために、一九二五年の譲渡法により終身不動産保有者とみなされる。

(ロ)上述の権限を行使するに先立ち売却管財人は裁判所の命令を得る。

(ハ)この法律の第四条により、作成の要求される賃貸借契約は売却管財人のためになされる。

(ニ)売却信託財産を作り、売却収入または土地売却までの地代および収益の受けるべき利益を決定する証書は、この法律の目的のために譲渡とみなされる。

(三)終身不動産保有者の法定権限が法定所有者により行使できる場合は、法定所有者はこの法律により終身不動産保有者に与えられた権限を、裁判所の命令による場合を除き行使しない。

(四)この法律の第七条はこの条により命令の申請に適用される。

第十条 一九二五年の財産法第一九六条の規定は、この法律で送達されるよう要求されている通知に拡大される。

第十一条 一九二五年の譲渡地法第一一三条は、その法律により裁判所の権限内の事項に適用されるように、この法律により裁判所の権限内のすべての事項に拡大適用される。

第十二条 一九〇七年の法律の第二十一条(トラストの特定財産は譲渡できない)または計画のいかなる部分にもかかわらず、ナショナル・トラストは上述の条またはこの法律により譲渡できなくなつた財産についての地役権、または権利、地面の占有権をふくまず)を譲渡することができる。そして上述の譲渡が賃貸借契約による場合は、同上は慈善委員会の命令の承認を得なくとも有効である。

第十三条 ナショナル・トラストの一般目的を促進するため、国民がいかなる種類の土地、建物、調度品、絵画、または家具にも近づく権利を持つことは望ましいと宣言するならナショナル・トラストはそれらの財産が、一九〇七年の法律の第四条(ナショナル・トラストの一般目的)の(二)項の意図内で、

公共目的に当てられてゐるものごとく、それらの財産の受託者として活動することができ。

第十四条 一九三七年の法律の第十一条(内規)の目的のため、ナショナル・トラストが借地権所有の資格をもつ土地、または財産は、国民のために保有されているナショナル・トラストの財産とみなす。

第十五条 この法律によつてナショナル・トラストまたは終身不動産保有者、または売却管財人に与えられたすべての権限は、法律または捺印証書、または遺言により、それぞれそれらの者に与えられた他の権限に付加されるもので、減少させるものではないとみなされる。そしてナショナル・トラストまたは終身不動産保有者、または売却管財人はこの法律が制定されなかつたものとして、上述の他のすべての権限を行使することができる。

第十六条 ナショナル・トラスト法のマイン島の拡大、北アイルランドへの拡大(略)

第十七条 費用の負担(略)

(訳・北大文学部講師・浪田克之介)